

## 「Hokkaido Expressway Pass」利用約款

2016年4月1日制定

2017年4月1日一部改定

2018年6月27日一部改定

2018年11月30日一部改定

2019年4月1日一部改定

東日本高速道路株式会社

北海道支社

### (通則)

第1条 本約款は、東日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)が実施する、「Hokkaido Expressway Pass」(以下「本商品」といいます。)について適用します。

### (定義)

第2条 本約款の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。

- 一 ETC 無線通信 ETC システム利用規程第2条に定める、ETC システムにおける無線通信をいいます。
- 二 取扱会社 自家用自動車有償貸渡業のうち、本商品を利用できる自動車を貸与するものとして当社が指定した会社をいいます。
- 三 指定レンタカー 取扱会社が貸与する自動車をいいます。
- 四 指定 ETC カード 取扱会社が本商品をご利用のお客さまに使用を認めた ETC クレジットカードをいいます。
- 五 外国人等 日本国の在留資格を持つ外国人、又は外国政府が認めたその国の永住権を持つ日本人をいいます。
- 六 ETC 車載器 ETC システム利用規程第3条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。

### (利用条件)

第3条 本商品の適用を受け高速道路を通行する際は、次の各号の条件をすべて満たしている必要があります。

- 一 本商品の申込者が、日本国内で運転するために必要な資格を有する外国人等であること
- 二 本商品の申込者が、利用期間に対象区間を通行していること
- 三 第1号に該当することを証明することができるパスポート、永住許可書、国際運転免許証等を携行すること
- 四 本商品の申込者が日本国内で運転できる指定レンタカーと、指定 ETC カードとの組合せで使用すること

### (対象車種)

第4条 本商品を利用できる指定レンタカーの車種(道路整備特別措置法第25条第1項により当社が公告する高速道路の料金車種区分により定められた車種をいいます。以下同じ。)は、ETC 無線通信により通行が可能な「普通車」に限ります。

### (利用期間)

第5条 本商品を利用できる期間は、2019年4月1日から2021年4月13までのうち、あらかじめ申込みされた利用開始日の0時(ただし、利用開始日当日の申込みの場合は申込時)から利用終了日の24時までの連続した期間(以下「利用期間」といいます。)とします。

2 利用期間は、2日間以上14日間以内の任意の日数を設定できるものとします。ただし、利用開始日として登録できる最終の日付は2021年3月31日とします。

- 3 各通行にかかる日時の判定は、入口料金所又は出口料金所の通過によるものとします。ただし、次の各号に該当する通行は、それぞれ各号のとおりとします。
- 一 均一料金区間(道央自動車道/札幌南 IC～札幌 JCT、札樽自動車道/札幌西 IC～札幌 JCT、以下同じ)を通行する場合は、入口料金所の通過によるものとします。
  - 二 札樽自動車道(札幌西 IC～小樽 IC)において、小樽 IC を入口として通行する場合は、朝里本線料金所を入口料金所とします。また、小樽 IC を出口として通行する場合は、朝里本線料金所を出口料金所とします。ただし、朝里 IC と小樽 IC 間を通行する場合は、朝里料金所の通過によるものとします。また、入口料金所のない札幌西 IC から通行する場合は、出口料金所の通過によるものとします。
  - 三 道東自動車道(千歳恵庭 JCT～本別 IC・足寄 IC)において、本別 IC・足寄 IC を入口として通行する場合は、池田本線料金所を入口料金所とします。また、本別 IC・足寄 IC を出口として通行する場合は、池田本線料金所を出口料金所とします。ただし、池田 IC と本別 IC・足寄 IC 間を通行する場合は、池田料金所の通過によるものとします。

#### (対象区間)

第 6 条 本商品は次の各号に該当する区間の通行に適用します。

- 一 道央自動車道 大沼公園 IC～士別剣淵 IC
- 二 札樽自動車道 小樽 IC～札幌 JCT
- 三 道東自動車道 千歳恵庭 JCT～本別 IC・足寄 IC
- 四 日高自動車道 苦小牧東 IC～沼ノ端西 IC
- 五 深川留萌自動車道 深川 JCT～深川西 IC
- 六 後志自動車道 余市 IC～小樽 JCT

#### (申込方法)

第 7 条 本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、取扱会社の窓口で申込み下さい。

- 2 申込みの際は、申込日、申込者氏名、国籍及び利用期間を利用申込書に記入してください。
- 3 取扱会社が本商品の申込みを確認した時点をもって申込内容を有効とし、当社は申込内容を登録します。

#### (支払等)

第 8 条 本商品の料金は、取扱会社の窓口でお支払いください。

- 2 登録された利用期間外又は対象区間外の通行があった場合は、利用期間外又は対象区間外の通行について、別途通常料金(通常の ETC 割引が適用される場合、通常の ETC 割引適用後の料金)をお支払いください。
- 3 通行時における料金所の路側表示器、ETC 車載器の料金表示や音声案内では、本商品が適用にならない場合の料金が案内されますが、利用条件を遵守し、本商品を適正に利用された場合には、本商品の利用期間内かつ対象区間内で案内された料金の支払は不要です。
- 4 取扱会社が定める指定 ETC カードの貸与に係る費用を、別途取扱会社へお支払いいただく必要がある場合があります。

#### (利用方法)

第 9 条 取扱会社より、指定レンタカーと指定 ETC カードを借り受け下さい。

- 2 第 3 条の利用条件の他、関係法令、ETC の利用方法等を遵守のうえ、指定レンタカーと指定 ETC カードを使用して、第 6 条の対象区間において、ETC 無線通信により通行して下さい。
- 3 入口 ETC レーンが点検等により利用できなかった場合には、入口一般レーンで通行券を受取り、出口一般レーンの料金所係員に通行券と指定 ETC カードを渡してください。また、出口 ETC レーンが閉鎖している場合も同様に、出口一般

レーンの料金所係員に指定 ETC カードを渡してください(均一料金区間の料金所で ETC レーンが閉鎖している場合も、一般レーンの料金所係員に指定 ETC カードを渡してください。)。

4 本商品を申込した利用期間内であれば、対象区間の IC 間を回数制限なく通行できます。

5 旅程終了時には取扱会社に指定レンタカー及び指定 ETC カードを返却してください。

#### (無効)

第10条 利用条件を逸脱した利用など、不正な通行の手段として本商品を利用されたときは本商品は無効として、利用期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、東日本高速道路株式会社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法第 26 条の規定により、通常料金のほか割増金が加算されます。

#### (解約・変更等)

第 11 条 利用期間中に本商品が適用となる通行がある場合、途中解約、払戻し及び一部返金は行いません。

2 本商品の解約手続きは、取扱会社の窓口にて、利用開始まで可能です。

3 利用期間中であっても、本商品が適用となる通行がない場合に限り解約できます。

4 登録された利用期間中に高速道路の通行がなかった場合には、本商品は自動的に解約となり、すでに本商品の料金をお支払っていた場合には、取扱会社の窓口で本商品の料金を返金します。

5 本商品の登録内容を変更することはできません。本商品の申込みを一度解約した上で、再度申込みください。

#### (個人情報保護)

第 12 条 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定めるプライバシー保護に関する方針(「Hokkaido Expressway Pass」のプライバシー保護に関する方針)に従って適切に取扱います。

#### (免責事項)

第 13 条 当社は、次の各号に掲げるとき、本商品をお申し込みのお客さまが被った損害について、一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない申込内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 二 当社の責めに帰することができない通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害もしくは事故により、本商品の申込者の個人情報が漏えいし、改ざん又は窃取されたとき
- 四 通行止めもしくは渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき
- 五 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

#### (言語)

第 14 条 この約款は日本語を原文とし、その他の言語は訳文とします。その他の言語の訳文は日本語の原文の参考として作成されるものに過ぎず、すべて日本文によるものが優先するものとします。

#### (約款の変更)

第 15 条 この約款は、特別の事情により変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。

3 当社は、前項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

#### «附則»

この約款は、2019年4月1日から2021年4月13日の間の利用に関し適用します。

2016年4月1日制定

2017年4月1日一部改定

2018年6月27日一部改定

2018年11月30日一部改定

2019年4月1日一部改定

## 「Hokkaido Expressway Pass」のプライバシー保護に関する方針

「Hokkaido Expressway Pass(以下「本商品」といいます。)」を実施する東日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)は、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底をはかり、お客さまからの信頼を得るために、個人情報保護に関する法律等を遵守するとともに、以下に掲げた事項を基本方針として、お客さまの個人情報保護に万全を尽くしてまいります。

### (1)管理のための措置

・当社は、情報の適切な取扱いに関する担当者教育の徹底、社内規程類やマニュアルの整備といった内部管理体制の構築及び運用並びに情報システムの安全対策を実施することにより、お客さまの情報を厳重に管理いたします。

### (2)個人情報の取得

・当社は、本商品をお客さまに提供するために、氏名や国籍など、必要な個人情報を取得いたします。

### (3)個人情報の利用及び提供

・当社は、取得したお客さまに関する個人情報を次の目的以外には利用いたしません。

- ①本商品を提供するために利用する場合
- ②本商品の提供に付随する業務に利用する場合
- ③当社のマーケティング活動・商品開発のために利用する場合
- ④本商品利用の状況を把握するために、個人を識別できない情報を作成する場合
- ⑤本商品のアンケート情報による利用動向の分析及びお客さまへのプレゼント送付を行う場合
- ・当社は、次の場合を除いて、お客さまの同意を得ることなくお客さまの個人情報を第三者に開示又は提供することはありません。
  - ①お客さまへのプレゼント送付にあたりその業務の一部を第三者へ委託する場合
  - ②利用動向の分析にあたりその業務の一部を第三者へ委託する場合
  - ③法令に基づく場合等

### (4)個人情報の適正な管理

・当社は、本商品に関して、お客さまにより良いサービスを提供するために、個人情報を正確かつ最新のものに保つよう努力いたします。

・当社は、個人情報の漏えい、滅失、き損又は不正アクセス等の防止など個人情報の適切な管理のために必要な措置を行います。

### (5)個人情報の処理に従事する者の責任

・本商品に関して、個人情報の処理を行う社員、あるいは行った社員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的で用いたりいたしません。

### (6)個人情報の開示とその訂正

・当社は、お預かりしているお客さまの個人情報について、お客さまご自身から個人情報の開示のお申出があったときは、本商品の業務を遂行するにあたり著しい支障を及ぼす場合又は法令に違反することとなる場合を除き、遅滞なくこれをお客さまに開示いたします。

・当社は、個人情報の開示を受けたお客さまから、開示に係る個人情報ファイル等の訂正等のお申出があったときは、遅滞なく調査を行い、必要に応じて措置を講じた上でその結果を当該お客さまに報告いたします。

### (7)個人情報の保護管理者

・当社は、個人情報を適正に管理するため、個人情報保護管理者を置きます。

・個人情報保護管理者は、個人情報を適正に管理するため、各処理等に従事する社員の事務の範囲及びその責任を

明確にいたします。

(8)ご意見対応

・当社は、個人情報の利用、提供、開示又は個人情報の訂正等のお申出に関するご意見、その他個人情報の取扱いに関するご意見に対して、適切かつ迅速な対応に努めます。